

埼玉高教の魅力を語ろう
なかまを増やそう
2009年7月6日
<号外>

埼玉高教新聞

埼玉県高等学校教職員組合
〒330-0063さいたま市浦和区高砂3-12-24
埼玉教育会館6F
電話.048-822-7421(代)
FAX.048-832-6791
<http://www.saikokyo.or.jp>
info@saikokyo.or.jp
編集責任者：関根進男
毎月5・15・25日発行1部30円

「国旗・国歌」に関する上田知事発言の撤回を求める（声明）

2009年7月2日

埼玉県教職員組合

埼玉県高等学校教職員組合

1. 7月1日の県議会本会議において上田知事は、吉田芳朝議員（民主党・無所属の会）の「県立高校の入学式や卒業式などの式典において国歌斉唱時に起立しない教員がいるが、学校名を明らかにすべきだ」「今後この問題をどう考えるか」との質問に対して、「国旗をきちんと揚げ、また国歌を歌うということは当然のことですし、そういうルールになっておりますので、私は、（学校名を）公表すべきだと思います」「式典のルールに従って模範を示さなければならない教員が、模範にならないようではどうにもならない。そもそも、日本の国旗が嫌いだとか、日本の国歌が嫌いだというような教員は辞めるしかないんじゃないですか」とルールを強調し、「国旗・国歌」が嫌いでルールに従えないのなら辞めたらいいと答弁した。こうした思想・良心の自由を踏みにじる上田知事の暴言は、決して看過できるものではない。
2. 「国旗・国歌」についてのルールとは、日本国憲法に定められている「思想・良心の自由」を保障することである。日本国憲法第19条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」としている。これは、基本的人権の中でも、学校教育においてとりわけ尊重されなければならないものである。だからこそ、1999年に成立した「国旗・国歌法」においても尊重義務はいっさいなく、法案の国会論議の際にも、「この国旗・国歌について尊重義務を与えたり、あるいは、そういう措置をおりこむことはない」との政府答弁が行われている。そのうえで、学校教育における「国旗・国歌」の指導については、「児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく」と、当時の有馬文部大臣が、児童生徒の内心の自由は侵さないとしているのはもちろん、教職員の内心の自由についても、「内心にとどまる限りにおいては絶対的に保障しなければならない」と、同じく有馬文部大臣が答弁している。
3. また、2006年9月21日の「日の丸・君が代の強制にかかわる東京地裁判決」は、教職員に対する「日の丸・君が代」の強制は、憲法が保障する「思想・良心の自由」を侵害するものと述べ、「入学式・卒業式等の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務」の存在を否認し、これを行わなかったことを理由とする「いかなる処分もしてはならない」としている。
4. こうしたことから、「日本の国旗が嫌いだとか、日本の国歌が嫌いだというような教員は辞めるしかないんじゃないですか」という上田知事の発言は、憲法第19条の規定をないがしろにし、「国旗・国歌」に対するひとつの考えを教職員に強制しかねない乱暴極まりないものである。ただちに撤回することを強く求めるものである。
私たちは、「思想・良心の自由」をはじめとする基本的人権が尊重される学校、憲法を精神を生かした教育を実現するために、今後も奮闘することを表明する。